

お客様各位

岡藤商事株式会社

12月中のサーキットブレーカー（CB）の運用について

12月中のサーキットブレーカー（CB）の運用について、以下の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

1. CBの当初値幅等について

	商品名（ミニ、オプションを含む）	当初値幅（＝拡大値幅）
株 東 京 工 業 品 取 引 所	金	150円
	銀	6.0円
	白金	200円
	パラジウム	100円
	ガソリン	2,400円
	灯油	2,400円
	原油	2,400円
	軽油	2,400円
	中京石油市場 ガソリン	2,400円
	中京石油市場 灯油	2,400円
	ゴム	5.0円
	商品指数	15.0ポイント
株 東 京 穀 物 商 品 取 引 所	コメ	300円
	とうもろこし	1,000円
	一般大豆	2,000円
	Non-GMO大豆	2,000円
	小豆	350円
	アラビカコーヒー生豆	1,400円
	ロブスタコーヒー生豆	1,400円
	粗糖	2,000円

※ 株東京工業品取引所または株東京穀物商品取引所が、市場状況等を勘案し、必要と認めた場合は、当初幅、拡大幅および拡大回数等が変更されることがあります。

※ 株東京工業品取引所においては、現在、6限月のうち1限月でも設定して幅外で対当した場合、全限月でCBを発動（限月間連動）がされますが、2012年1月4日から、限月毎にCBを発動させる運用に変更されます。

2. CB発動時の運用について

(1) 株東京工業品取引所

- ① 1回目、2回目および3回目のCBが発動したときは、CB発動時刻から5分間立会を中断し、また、立会再開時はCB幅を拡張し(※)、立会を開始する。

※) 直前のCB幅に拡大値幅を加算した幅とする。

例：金の場合

1回目のCB発動後=150円(当初値幅)+150円(拡大値幅)=300円

2回目のCB発動後=300円(直前のCB幅)+150円(拡大値幅)=450円

3回目のCB発動後=450円(直前のCB幅)+150円(拡大値幅)=600円

- ② 4回目以降のCBが発動したときは、CB幅を拡張せず(例：金600円のまま)、CB発動時刻から5分間中断した後、立会を開始する。

※) ゴムについては、4回目のCB以降、原則として当月限を除き拡大しない運用となる。

ただし、株東京工業品取引所が必要と認めるときは、中断時間および拡大値幅を変更することがある。

(2) 株東京穀物商品取引所

<コメ、小豆を除く商品の運用>

- ① 1回目および2回目のCBが発動したときは、CB発動時刻から5分間立会を中断し、また、立会再開時はCB幅を拡張し(※)、立会を再開する。

※) 直前のCB幅に拡大値幅を加算した幅とする。

例：とうもろこしの場合

1回目のCB発動後=1,000円(当初値幅)+1,000円(拡大値幅)=2,000円

2回目のCB発動後=2,000円(直前のCB幅)+1,000円(拡大値幅)=3,000円

- ② 3回目以降のCBが発動したときは、CB幅を拡張せず(例：とうもろこし3,000円のまま)、CB発動時刻から5分間中断した後、立会を再開する。

ただし、株東京穀物商品取引所が必要と認めるときは、中断時間および拡大値幅を変更することがある。

<小豆の運用>

- ① 1回目のCBが発動したときは、CB発動時刻から5分間立会を中断し、また、立会再開時はCB幅を拡張し(※)、立会を再開する。

※) 直前のCB幅に拡大値幅を加算した幅とする。

1回目のCB発動後=350円(当初値幅)+350円(拡大値幅)=700円

- ② 2回目以降のCBが発動したときは、CB幅を拡張せず(700円のまま)、CB発動時

刻から5分間中断した後、立会を再開する。

ただし、(株)東京穀物商品取引所が必要と認めるときは、中断時間および拡大値幅を変更することがある。

<コメの運用>

- ① 1回目のCBが発動したときは、CB発動時刻から10分間立会を中断し、また、立会開始時はCB幅を拡張し(※)、立会を開始する。

※) 直前のCB幅に拡大値幅を加算した幅とする。

1回目のCB発動後=300円(当初値幅)+300円(拡大値幅)=600円

- ② 2回目以降のCBが発動したときは、CB幅を拡張せず(600円のまま)、CB発動時刻から10分間中断した後、立会を開始する。

- ③ 翌計算区域の当初値幅および拡大値幅については、帳入値段が拡大後のCB幅の上限値段または下限値段に達した限月(当月限は除く。)が2以上の場合、次のとおり拡大する。

(a) 当計算区域の当初値幅が300円の時 400円

(b) 当計算区域の当初値幅が400円の時 500円

(c) 当計算区域の当初値幅が500円の時 500円

- ④ 上記③により当初値幅および拡張値幅が拡大している場合における翌計算区域の当初値幅および拡大値幅については、帳入値段が拡大後のCB幅の上限値段または下限値段に達した限月(当月限を除く。)が1以下の場合、次のとおり縮小する。

(a) 当計算区域の当初値幅が500円の時 400円

(b) 当計算区域の当初値幅が400円の時 300円

- ⑤ ただし、(株)東京穀物商品取引所が必要と認めるときは、中断時間および拡大値幅を変更することがある。

以上